

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 号
件 名	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	飯塚孝子、渋谷明治、野村紀子、武田勝利、鈴木 映、宇野耕哉、 細野弘康、高橋聡子、青木 学、竹内 功、石附幸子、
要 旨	<p>冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後を絶ちません。冤罪事件では、長時間にわたる取調べに耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多いのです。裁判ではその自白だけが決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても、自白しているからとして有罪とされるのです。</p> <p>無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、再審しかありません。最高裁の司法統計によれば、毎年 50 件前後の再審請求が行われていますが、ほとんど認められていません。直近では、3月20日に東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、袴田さんへの死刑判決の根拠とされた証拠について、5つの衣類は捜査機関が捏造したものと認められたからです。東京高等検察庁は、最高裁への特別抗告を断念し、再審が開始されました。</p> <p>再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規、明白な証拠を提出することが求められます。ところが、証拠は検察の手にあります。それらを開示させる法律はありません。無罪となった再審事件で、新証拠で、実は当初から検察が隠し持っていたケースもありました。無罪を証明する証拠が、当初から開示されていたら、冤罪は生まれず当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年12月4日 総務常任委員会
受 理	令和5年11月27日 第539号

再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることも問題です。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、2005年に再審開始決定を得ながら、検察の異議申立てにより、再審が行われなまま、89歳で獄死しました。こうした悲劇を繰り返させないためにも、法的な制限を加える必要があることは明白です。あくまでも検察が正しいと主張するのであれば、不服申立てするのではなく、再審の場で審理を尽くせばよいことです。再審法を無視した不服申立ては、無駄に時間を費やし冤罪被害者の権利を侵害しています。

再審の際には、無罪を証明する新証拠の提示が必要ですが、裁判官によっては、新証拠の審理を行うこともなく、審理も不十分なまま裁判を終結し、再審を否定する判決が出されることが多いのです。裁判所で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう再審裁判のルールをつくる必要があります。

現行の刑事訴訟法の再審の規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままです。再審における証拠開示制度の確立、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）を禁止すること、再審における手続を整備し、ルールをつくることが、冤罪の救済のための焦眉の課題です。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の3点について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を行うことを求め、地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して意見書を提出するよう請願します。

記

- 1 再審における検察の手持ち証拠を全面開示すること。
- 1 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）を禁止すること。
- 1 公正な再審手続を整備すること。